

# 「らくらく突破 衛生管理者第1種・第2種 合格教本」 法改正情報

(2017年8月29日更新)

## 1. 法改正による文章追加のお知らせ

### (1) p.27「4.産業医の職務」

メンタルヘルス対策などの健康保持増進対策が推進されている中、産業医に求められる役割が変化し、その業務が増加しています。

このような背景から産業医制度の見直し、法改正が行われました。

#### ○改正内容

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-288-1-0.htm>

これに伴い、書籍 27 ページの「4.産業医の職務」の最後に下記の文章の追加をお願いします。

ただし、産業医が、事業者から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2か月に1回行うこととされています。

#### 1. 法定による衛生管理者が行う巡視の結果

2. 1のほか、労働者の健康障害を防止し、または労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会または安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

作成者：資格合格実践会

作成日：2017年8月28日

技術評論社 書籍編集部